

# ① 令和6年度 三沢市 ごみ・資源物収集日程表 (令和6年4月 1日から 令和7年3月31日まで)

| 収集町内名   | 区分  | もやせないごみ・粗大ごみ・資源物収集日 |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |    |
|---|---|---------------------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|   |   | 4月                  | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |    |
| 春日台・古間木<br>本町1.2丁目・中央町<br>岡三沢1.2.3.4丁目<br>栄町・南町・松原町 | もやせるごみ<br>毎週<br>月・木<br><small>※令和7年1月2日(木)は<br/>収集いたしません。</small> | もやせないごみ             | 9  | 14 | 11 | 9  | 13 | 10  | 8   | 12  | 10 | 14 | 11 | 11 |
|   |   | 粗大ごみ                | 2  | 7  | 4  | 2  | 6  | 3   | 1   | 5   | 3  | 7  | 4  | 4  |
|   |   | 紙・布                 | 5  | 3  | 7  | 5  | 2  | 6   | 4   | 1   | 6  | 10 | 7  | 7  |
|   |   | びん                  | 10 | 8  | 12 | 10 | 14 | 11  | 9   | 13  | 11 | 15 | 12 | 12 |
|   |   | 缶                   | 24 | 22 | 26 | 24 | 28 | 25  | 23  | 27  | 25 | 29 | 26 | 26 |
|   |   | ペットボトル<br>(月2回収集)   | 3  | 1  | 5  | 3  | 7  | 4   | 2   | 6   | 4  | 8  | 5  | 5  |
|   |   |                     | 17 | 15 | 19 | 17 | 21 | 18  | 16  | 20  | 18 | 22 | 19 | 19 |

## 出し方のルール

- ① 収集区分を守り、午前6時30分から午前8時30分までに出す。
- ② 自分の町内にあるごみ集積場所に出す。
- ③ 三沢市指定ごみ袋又は透明・半透明の袋に入れて出す。(粗大ごみ除く)

※段ボール箱の中に、ごみや資源物を入れて出さないで下さい。(段ボールは、紙の日に出して下さい。)

**ごみ集積場所は、町内会でお金と人手を出し合い管理しています。みんなでキレイにしましょう!!**

| 区分      | 分け方   | 出し方   |
|---------|---|---|
| もやせるごみ  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●プラスチック類</li> <li>●ビニール類</li> <li>●リサイクルできない紙<br/>紙くず・カーボン紙・ビニールコート紙など</li> <li>●ゴム・革製品<br/>ゴム手袋・ゴムホースなど</li> <li>●その他<br/>布団・マットレス(スプリングなし)・ジュータン・アルミホイール・落ち葉・草・テント(骨組なし)・ホッカイロなど</li> </ul>    | <p>★三沢市指定ごみ袋(45ℓ)又は透明・半透明の袋(45ℓ)に入らない大きさのごみは、粗大ごみになります。</p> <p>★袋に入らない布団・マットレス(スプリングなし)やジュータンは、なるべく小さく折りたたんで、十字に縛って出して下さい。</p> <p>★ライターなどは、車両火災の原因になりますので、使い切って捨てして下さい。</p> <p>★竹や庭木等の枝で、直径2cm未満のものは、長さ60cm以下にして束ねて下さい。(直径2cm以上のものは、長さ60cm以下にし、清掃センターへ自分で持込みして下さい。ごみ集積場所には出せません。)</p> <p>★生ごみはよく水を切って下さい。</p> <p>★食用油は、紙などに浸すか固めて下さい。</p> <p>★竹串など危険なごみは、厚紙に包んで下さい。</p> |
| もやせないごみ | <ul style="list-style-type: none"> <li>●金属<br/>びんのキャップ・一斗缶など</li> <li>●小型電化製品<br/>電子レンジ・トースター・パソコン・アイロン・プリンター・ビデオデッキなど</li> <li>●ガラス<br/>化粧品びん・電球・蛍光灯など</li> <li>●陶磁器<br/>湯飲み茶碗・皿など</li> <li>●その他<br/>スキー靴・工作用粘土・テントの骨組・水槽など</li> </ul> | <p>★三沢市指定ごみ袋(45ℓ)又は透明・半透明の袋(45ℓ)に入らない大きさのごみは、粗大ごみになります。</p> <p>★ストーブは、灯油、電池を取り除いて下さい。</p> <p>★割れたガラスや包丁などは、厚紙や布に包んで危険と書いて出して下さい。</p> <p>★乾電池や蛍光灯、水銀体温計は、他のごみと混ぜないで、分けて出して下さい。</p>   |
| 粗大ごみ    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●家具<br/>こたつ・テーブル・ベッドなど</li> <li>●その他<br/>傘・スコップ・物干しざお・ゴルフクラブ・電気毛布・電気カーペット</li> </ul>   | <p>★紙パックは切り開いて乾かし、まとめて下さい。</p> <p>★雨天などの場合は、透明または半透明の袋に入れて下さい。</p>  |
| 紙       | <ul style="list-style-type: none"> <li>新聞</li> <li>チラシ</li> <li>週刊誌</li> <li>月刊誌</li> <li>カタログ</li> <li>雑誌(菓子箱・ラップの箱と芯・ティッシュの箱等)</li> <li>段ボール</li> <li>紙パック</li> </ul>   | <p>リサイクルできない紙、カーボン紙、ビニールコート紙などはもやせるごみへ</p>  |
| 布       | <ul style="list-style-type: none"> <li>●素材が綿100%の衣類・タオル・シーツ・肌着等<br/>(靴下・手袋など小さなものはもやせるごみへ)</li> </ul>   |   |
| びん      | <ul style="list-style-type: none"> <li>●キャップや栓を取り、中を水洗いする</li> </ul>  | <p>★キャップをはずし、中を水洗いして下さい。</p> <p>★びんは袋に入れて下さい。ただし、色別に分ける必要はありません。</p> <p>★化粧品の容器はもやせないごみ。</p>  |
| 缶       | <ul style="list-style-type: none"> <li>●スプレー缶・カセットボンベ(使い切って捨てましょう。ごみを取る)</li> <li>●アルミ缶・スチール缶</li> <li>●缶詰、のりなどの食品の缶</li> </ul>   | <p>★飲料や食べ物の缶が対象です。</p> <p>★中を水洗いして下さい。</p> <p>※スプレー缶・カセットボンベなどは、車両火災の原因になりますので中身のガスを使い切るなどして、透明・半透明の袋に入れて出して下さい。</p>  |
| ペットボトル  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●水・お茶の容器</li> <li>●ジュース・酒・調味料等の容器</li> </ul>   | <p>★キャップをはずし、中を水洗いして下さい。(油の容器はもやせるごみ)</p>   |

**《清掃センターに持込みできる時間》** 問い合わせ先：清掃センター ☎59-3331(月～金(祝日除く))

- 月～金曜日(祝日を含む)/午前9時から午後4時30分まで
- 土曜日(祝日を含む)/午前9時から正午まで ※日曜日は、休みのため持込みできません。

※引越し等による大量のごみは、自分で持込みするか、処理業者に依頼して下さい。



**SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS**

12 持続可能な消費と生産

14 海の豊かさを守ろう

3Rを実践しよう!!

- ① Reduce (リデュース) ごみを減らす  
マイバッグを持参して、レジ袋を使わないなど
- ② Reuse (リユース) 繰り返し使う  
シャンプーや洗剤は詰め替えて、ボトルを再利用するなど
- ③ Recycle (リサイクル) 再利用する  
ペットボトル等を分別回収し、原料として再利用するなど

**《年末年始の休みについて》 令和7年1月1日から令和7年1月5日まで**

**清掃センターで処理できないごみ** ※下記のものなどは、ごみ集積場所に出したり、清掃センターへの持込みはできませんので、販売店か処理業者にご相談下さい。(分解しても不可)

(主なもの)

- 塩ビ・鉄パイプ
- 土砂・灰
- 木屑
- 木の根
- 建築廃材・石膏ボード
- たたみ
- トタン
- 自動車部品(ボンネット・シート・ホイール等)
- 農薬
- 劇薬
- ペンキ
- ブロック・レンガ・コンクリート片
- ホームタンク
- ドラム缶
- オイル類
- バイク
- 農機具類
- バッテリー
- タイヤ
- モーター類
- 流し台(壁付けて工事が必要なもの)
- FF式ストーブ

**【家電リサイクル法の対象機器】**

- エアコン
- テレビ
- 冷蔵庫
- 冷凍庫
- 洗濯機
- 乾燥機

**《商店・事業所等へのお知らせ》**

商店・会社・病院・飲食店などから出されるごみは、事業系ごみとなり有料です。

自分で清掃センターに持込みするか、処理業者に依頼して下さい。